

# ○大府市日中一時支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がい者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第4条第1項に規定する障害者をいう。）及び障がい児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児をいう。）（以下これらを「障がい者等」という。）に対し、障害者総合支援法第77条第3項の規定に基づき、障がい者等が日中において活動できる場を提供することにより、障がい者等が健全で快適な生活を送ること及び障がい者等の介護を行っている家族が一時的な休息を得られることを目的として実施する大府市日中一時支援事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、大府市とする。ただし、事業の運営の全部又は一部を社会福祉法人等に委託することができる。

(対象者)

第3条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 市内に居住する障がい者等

(2) 市外に居住する障害者総合支援法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者であって、同項に規定する特定施設に入所する前の居住地（以下「居住地特例地」という。）が市内にある者

2 前項第1号又は第2号に該当する者のうち、居住地特例地が他の市町村の区域内にある者は、同項の規定にかかわらず、対象者としなない。

(事業の内容)

第4条 事業の内容は、障がい福祉サービス事業者が事業所において、障がい者等に対し、日中における活動の場を提供し、社会等に適応するための日常的な訓練を行うものとする。

(事業者)

第5条 大府市から委託を受けて事業を実施することができる事業者は、大府市地域生活支援事業実施事業所登録要領に基づく日中一時支援事業の登録を受けた者（以下「事業者」という。）とする。

(申請)

第6条 事業を利用しようとする者（対象者が満18歳未満の場合は、その保護者。以下「申請者」という。）は、地域生活支援事業利用・変更申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（第1号様式）及び世帯状況・収入・資産等申告書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(決定通知等)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、事業の利用を決定したときは、地域生活支援事業利用・変更決定通知書（第3号様式）により申

請者に通知するものとする。

- 2 市長は、審査の結果、事業の利用を却下したときは、地域生活支援事業利用却下通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（変更の申請等）

第8条 前条第1項の規定により決定された内容に変更があるときは、申請者は、地域生活支援事業利用・変更申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合において、その内容を審査し、必要があると認めるときは、決定の内容を変更し、地域生活支援事業利用・変更決定通知書により申請者に通知するものとする。

（費用の負担）

第9条 事業を利用する者（当該事業を利用する者が満18歳未満の場合は、その保護者。以下「負担義務者」という。）は、事業の利用1回につき事業の利用に要した経費に別表第2に定める負担率を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。以下「利用者負担額」という。）を負担しなければならない。

- 2 この要綱において「世帯」とは、事業を利用する者及びその配偶者をいう。ただし、事業を利用する者が満18歳未満の場合は、住民票に記載された全ての者をいう。

（費用負担の上限）

第10条 負担義務者は、同一月内において、次に掲げる額の合計額が当該負担義務者の属する世帯の区分に応じ、別表第3に定める月額負担上限額を超えた場合は、前条の規定にかかわらず、当該月額負担上限額を超えた利用者負担額について、支払を要しない。この場合において、負担義務者が月額負担上限額を超えて利用者負担額を支払った場合は、高額地域生活支援サービス費支給申請書兼請求書（第5号様式）により当該超過支払額に相当する額（以下「高額地域生活支援サービス費」という。）の支給を請求することができるものとする。

- (1) 前条第1項に規定する利用者負担額
- (2) 大府市移動支援事業実施要綱に基づく移動支援事業に係る利用者負担額
- (3) 大府市訪問入浴サービス事業実施要綱に基づく訪問入浴サービス事業に係る利用者負担額
- (4) 大府市居室確保事業実施要綱に基づく居室確保事業に係る利用者負担額
- (5) 大府市個別給付型地域活動支援センター事業実施要綱に基づく個別給付型地域活動支援センター事業に係る利用者負担額

- 2 市長は、前項後段の規定による請求を受けた場合は、その内容を審査し、高額地域生活支援サービス費の支給（不支給）を決定したときは、高額地域生活支援サービス費支給（不支給）決定通知書（第6号様式）により当該請求をした者に通知するとともに、高額地域生活支援サービス費を支払うものとする。

- 3 負担義務者の属する世帯が、次に掲げる世帯に該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、別表第4に定める月額負担上限額を適用する。

- (1) 利用者が満18歳未満の者で、市民税所得割額の合計が28万円未満の世帯
- (2) 利用者が満18歳以上の者で、市民税所得割額の合計が16万円未満の世帯

4 月額負担上限額は、利用決定の有効期間の開始日が1月分から6月分までの場合は、前年度分の市民税に、7月分から12月分までの場合は、当該年度分の市民税に基づき決定する。

5 負担義務者の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている世帯（以下これらを「生活保護等受給世帯」という。）でない場合であって、利用者負担額を支払うことにより、当該負担義務者の属する世帯が、当該保護又は支援給付を必要とする世帯に該当するときは、前条に規定する生活保護等受給世帯の月額負担上限額を適用する。

（事業者への支払）

第11条 事業者は、市長に対し、毎月10日までに前月分の事業の利用状況を報告するとともに、事業に要した経費（別表第1に定める報酬単価の額にその月の事業の延べ実施日数を乗じて得た額をいう。）のうち利用者負担額を控除した額（次項において「請求額」という。）を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、請求額を利用月の翌々月の末日までに事業者を支払うものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第9条関係）

報酬単価

利用時間	利用区分	報酬単価（1日当たり）
6時間以上	A	6,510円
	B	8,330円
4時間以上 6時間未満	A	5,590円
	B	7,140円
4時間未満	A	3,720円
	B	4,760円

備考

- 1 「利用区分A」は、障害支援区分認定調査の結果、区分1から区分3までに該当する場合、又は障がい児認定調査の結果、区分1若しくは区分2に該当する場合とする。
- 2 「利用区分B」は、障害支援区分認定調査の結果、区分4から区分6までに該当する場合、又は障がい児認定調査の結果、区分3に該当する場合とする。
- 3 20歳未満の利用者に対して、その居宅又は学校と日中一時支援事業所との間の送迎を行った場合は、片道につき200円を加算する。

別表第2（第9条関係）

利用者負担額負担率

区分	負担率
生活保護等受給世帯	0
市民税非課税世帯	0
市民税課税世帯	10 / 100

別表第3（第10条関係）

月額負担上限額

区分	月額負担上限額
市民税課税世帯	37,200円

別表第4（第10条関係）

月額負担上限額

区分	月額負担上限額
利用者が満18歳未満の者で、市民税所得割額の合計が28万円未満の世帯	4,600円
利用者が満18歳以上の者で、市民税所得割額の合計が16万円未満の世帯	9,300円